

公債管理ダイジェスト 2016

H28.2 鹿児島県総務部財政課

公債管理の基本方針

- 臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債については、新規の発行を抑制することにより、県債残高を継続的に減少させることによって、将来的には公債費負担を軽減していく必要
- 臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債残高を 1.1 兆円程度に抑制するよう努める

(出典：「行財政運営戦略」)

1. 県債残高・公債費抑制への取り組み

(1) 県債残高の抑制等

- ▼ 平成24年3月に策定した「行財政運営戦略」に基づき、メリハリをつけた社会資本の整備を推進することなどにより、県独自に発行する県債の残高を着実に減少
- ▼ 平成28年度地方財政対策における臨時財政対策債の大幅抑制に伴い、臨時財政対策債等を含む県債残高についても73億円の減となる見込み

< 県債発行額及び県債残高等の推移 >

(単位: 億円)

区分	年度		年度		年度	
	H26 (決算)	うち臨時財政 対策債等を 除く	H27 (3月補正後)	うち臨時財政 対策債等を 除く	H28 (当初)	うち臨時財政 対策債等を 除く
元 金 償 還 額 A	1,163	1,009	1,253	1,059	1,145	918
新規の県債発行額 B	1,033	510	1,037	571	1,072	682
県債残高への影響額 C=B-A	△ 130	△ 499	△ 216	△ 488	△ 73	△ 236
年 度 末 残 高	16,687	12,042	16,471	11,554	16,398	11,318

※ 「臨時財政対策債等」… 臨時財政対策債と H19 以降発行した減収補填債
 「臨時財政対策債」… 地方交付税の振替として各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度 100% 交付税措置される
 「減収補填債」… 地方財政制度上、地方税の急激な減収に伴う財源不足額に対応するため、各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度 75% 交付税措置される

(2) 県債の加重平均利率の低下 (H24:1.33% → H25:1.21% → H26:1.12%)

2. 安定的な資金の調達等

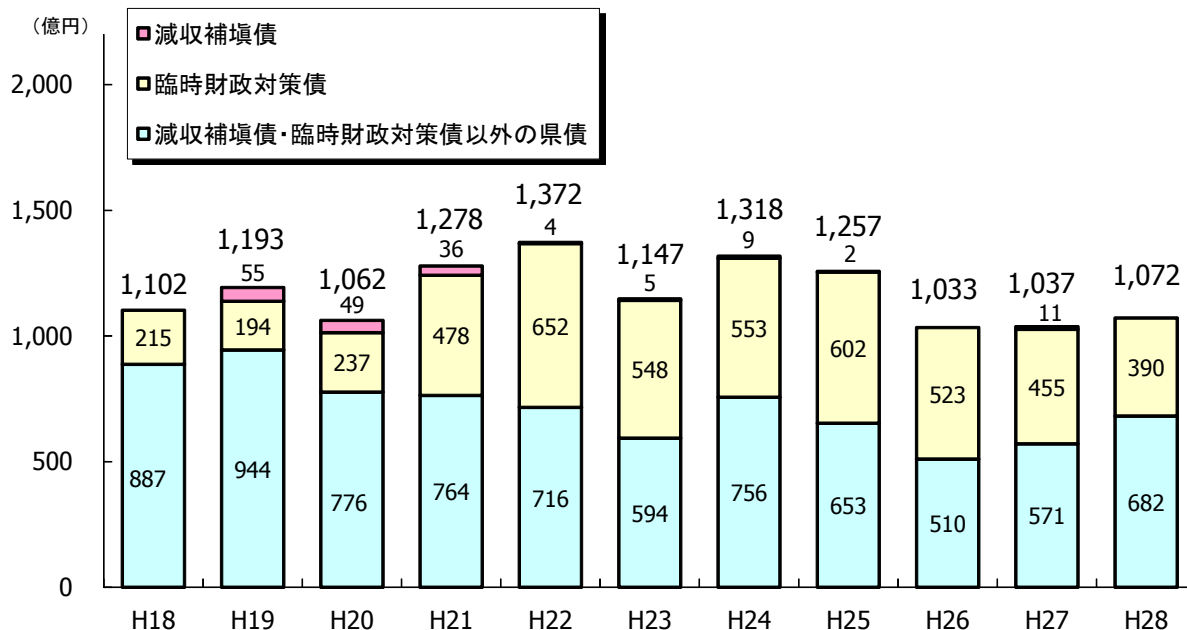
- (1) 資金調達手段の多様化の推進
- (2) 全国型市場公募地方債の積極的な活用
- (3) 積極的な I R 活動の実施
- (4) 市場公募地方債の元金満期一括償還に備えた基金積立て

1. 県債残高等の抑制への取り組み

(1) 県債（新規発行分）の推移

○ 新規の県債発行額を抑制

行財政運営戦略に基づくメリハリをつけた社会資本の整備の推進等により、新規の県債発行額について抑制基調を維持



※1 H26までは決算額、H27は3月補正後予算額、H28は当初予算額（一般会計）

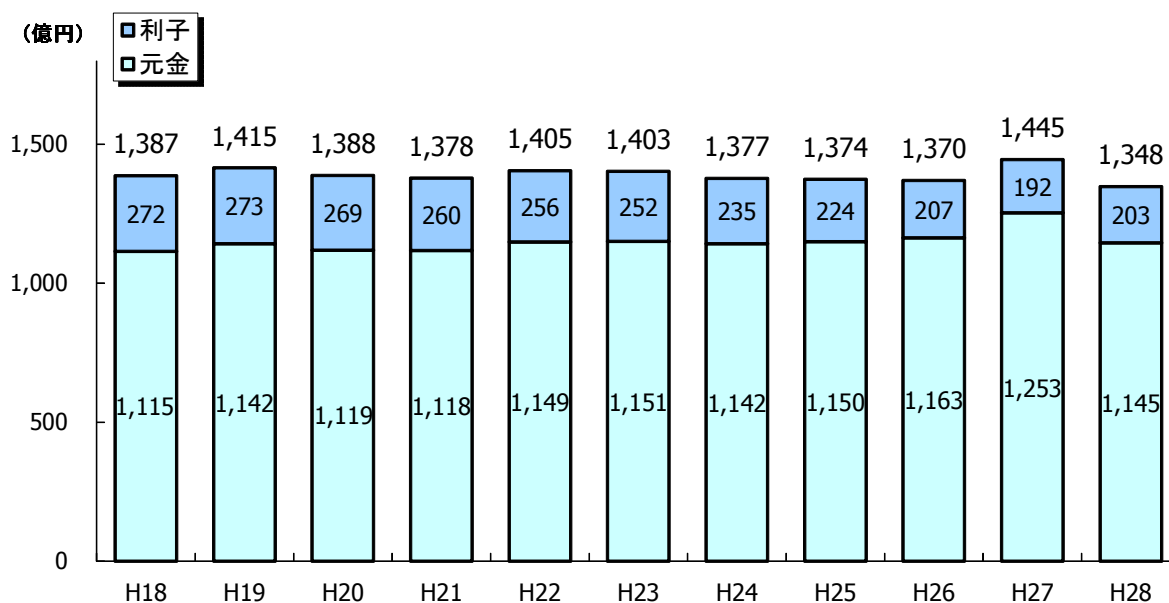
※2 予算ベースでの県債発行額は、予算上の事業が後年度へ繰り越される可能性があるため、決算額と異なる場合がある

※3 H23,H25,H26は国の経済対策で創設した基金等の活用により、県債発行額を抑制

(2) 公債費の推移

○ 新規の県債発行抑制 → 将来の公債費負担を抑制

ただし、公債費は当面高水準で推移



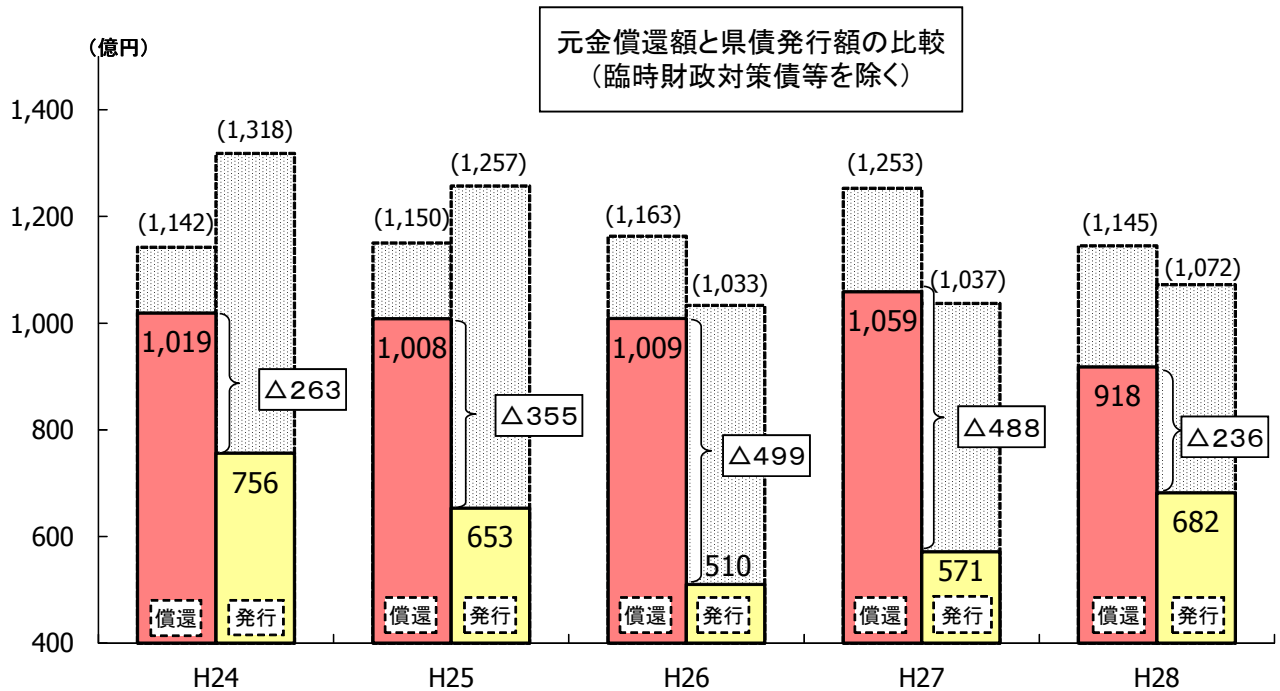
※1 H26までは決算額、H27は3月補正後予算額、H28は当初予算額（一般会計）

※2 H27は口蹄疫対策地域活性化基金設置事業に係る償還金100億円を含む

〔「公債費」…地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金、一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計〕

(3) 県債残高の状況

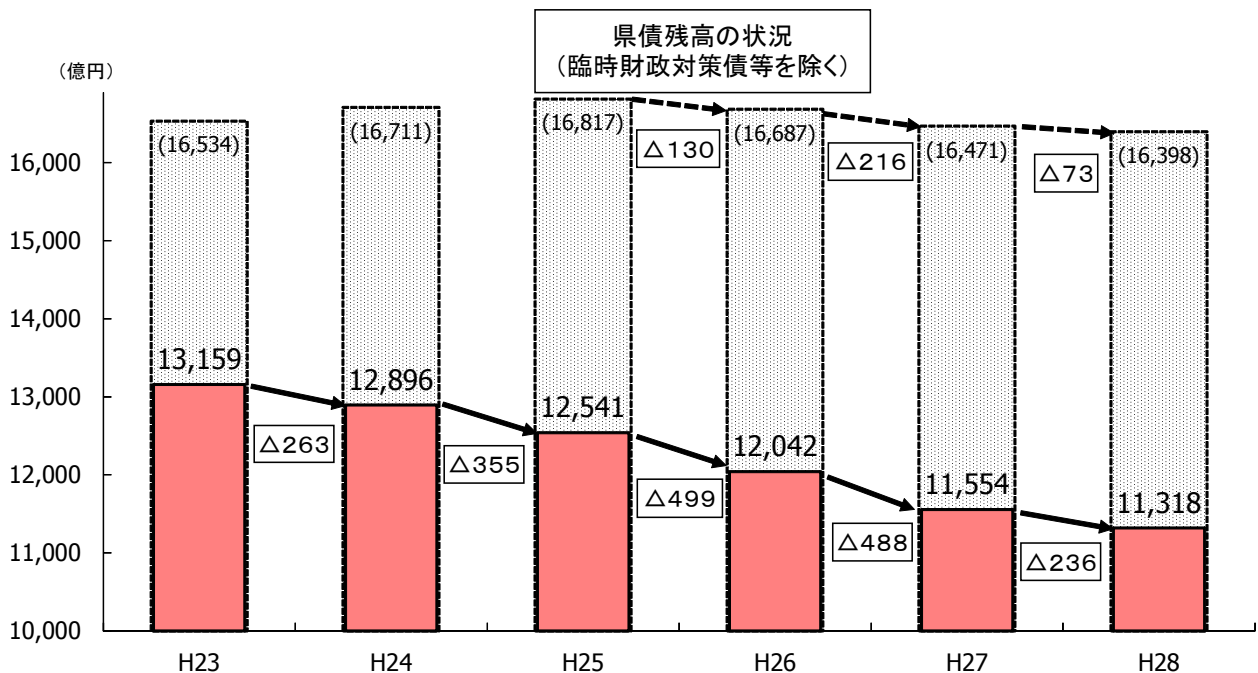
○ 臨時財政対策債等を除く平成28年度末の県債残高
→ 236億円減少見込 (13年連続減少)



※1 H26までは決算額、H27は3月補正後予算額、H28は当初予算額(一般会計)

※2 () は、臨時財政対策債等を含んだ元金償還額と県債発行額

県債発行－元金償還<0の場合、県債残高は減少

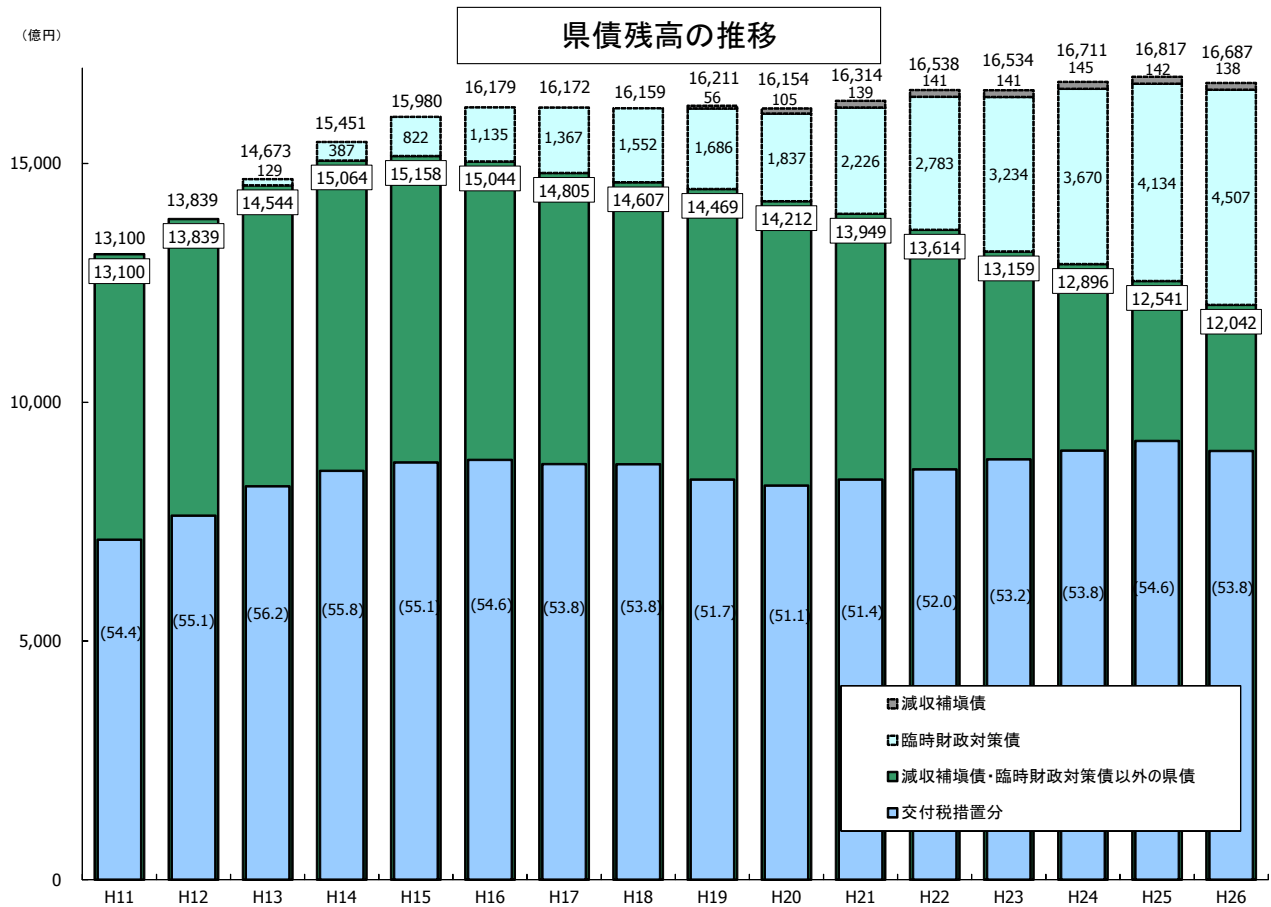


※1 H26までは決算額、H27は3月補正後予算額、H28は当初予算額(一般会計)

※2 □ は、対前年度増減額

※3 () は、臨時財政対策債等を含んだ県債残高

<参考>



※1 一般会計決算額

※2 () は、県債残高(全体)に対する交付税措置率〔単位: %〕(H13～H16は、NTT債の影響を除く)

<参考>

公的資金の補償金免除繰上償還による利子軽減額

平成19年度から平成24年度にかけて、高利の公的資金の補償金免除繰上償還を実施することにより、利払いコストを軽減。

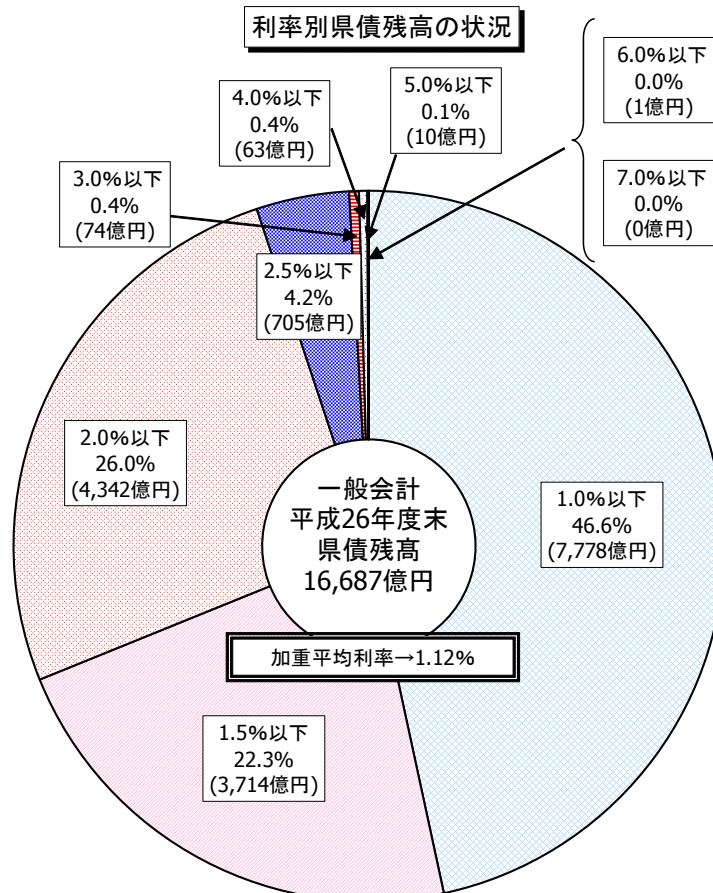
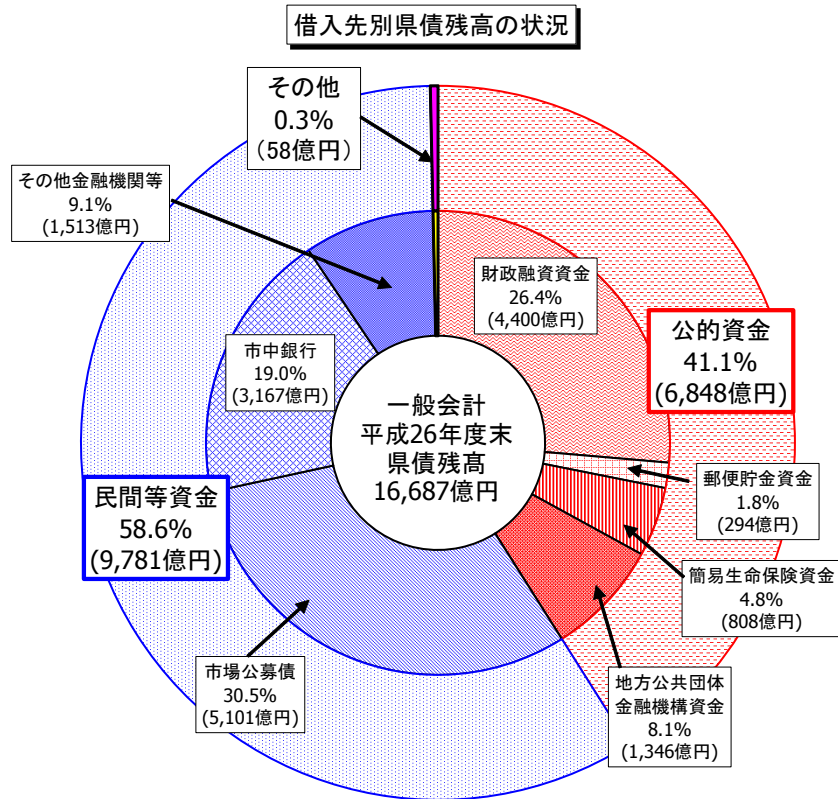
【本県の利子軽減額】

実施年度	金利	繰上償還額	利子軽減額
平成19年度	金利6%以上	29.1億円	△276百万円
平成20年度		36.7億円	△207百万円
平成21年度		12.4億円	△233百万円
平成22年度	金利5%以上	3.3億円	△52百万円
平成24年度		2.4億円	△30百万円
計			△798百万円

(4) 県債残高の状況 (借入先別, 利率別)

○ 日本銀行の量的・質的金融緩和の影響により金利が低位で推移していること等により, 加重平均利率が低下

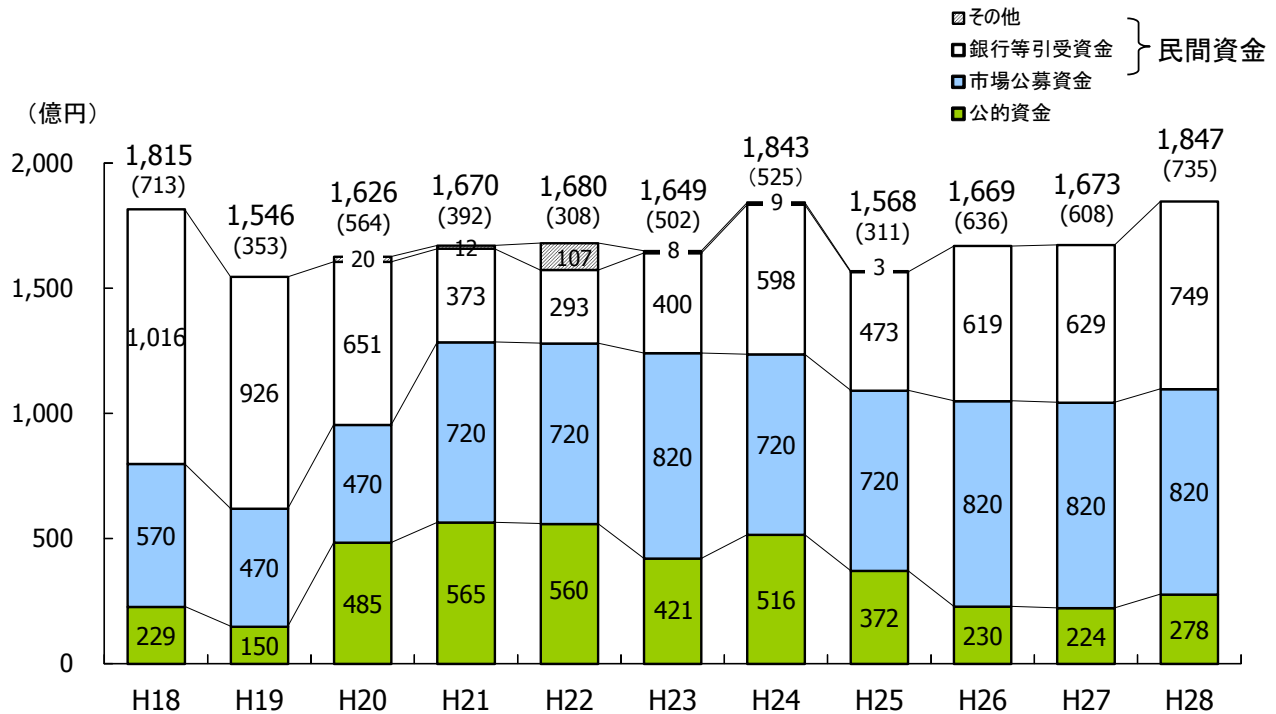
㉔ 1.33% → ㉕ 1.21% → ㉖ 1.12%



2. 安定的な資金の調達等

(1) 県債資金調達現状

○ 各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施



※1 H26までは決算額、H27、H28は現時点の見込み額

※2 ()は借換債発行額で内数

(2) 県債資金調達の考え方

- ① 発行時期の平準化と機動的な借入
- ② 発行年限の多様化
- ③ 機関投資家等への積極的なIRの実施

▼ 発行時期の平準化と機動的な借入

→ 年間を通じた資金需要の動向を勘案しながら、市場公募債の活用などにより、発行時期の平準化を図る。

→ 金利動向やキャッシュフローの状況を見極めた機動的な資金調達（銀行等引受資金）により、公債費負担の軽減を図る。

▼ 発行年限の多様化

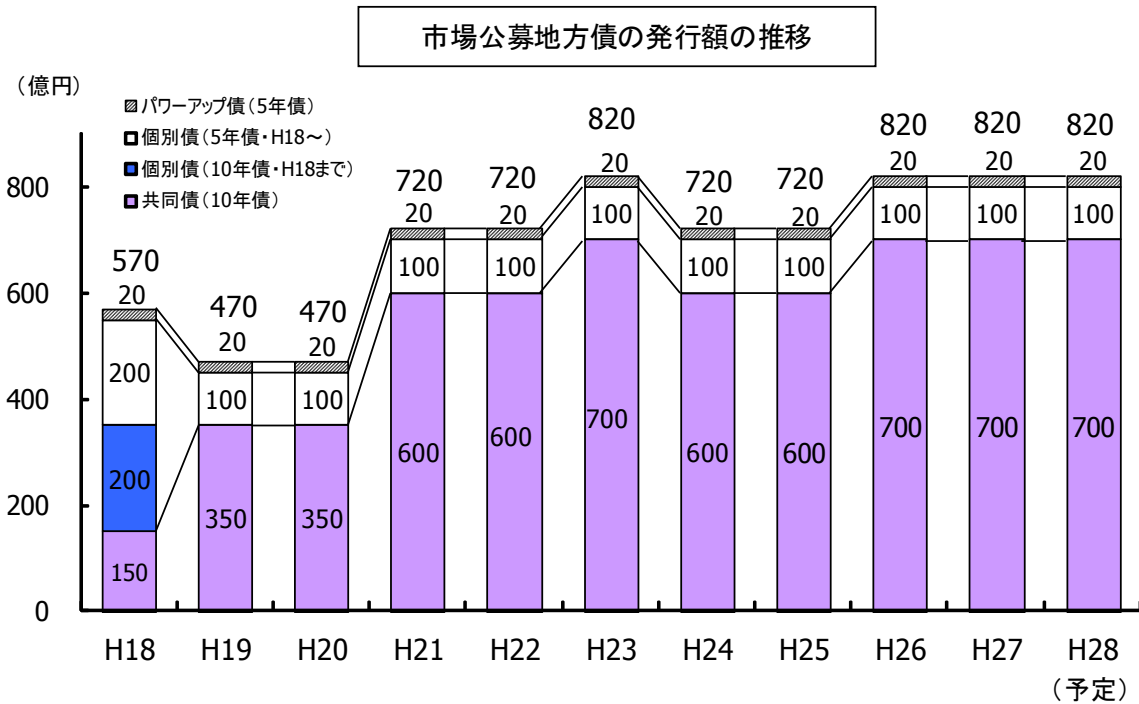
→ 債券の需給動向、投資家ニーズ等を踏まえつつ、金利コストや金利変動リスクを勘案しながら、適切な年限構成により資金調達を行う。

▼ 積極的なIRの実施

→ 行財政運営戦略に基づく行財政構造改革の着実な成果等を機関投資家へ十分説明することにより、本県地方債に対する信認の維持・向上を図る。

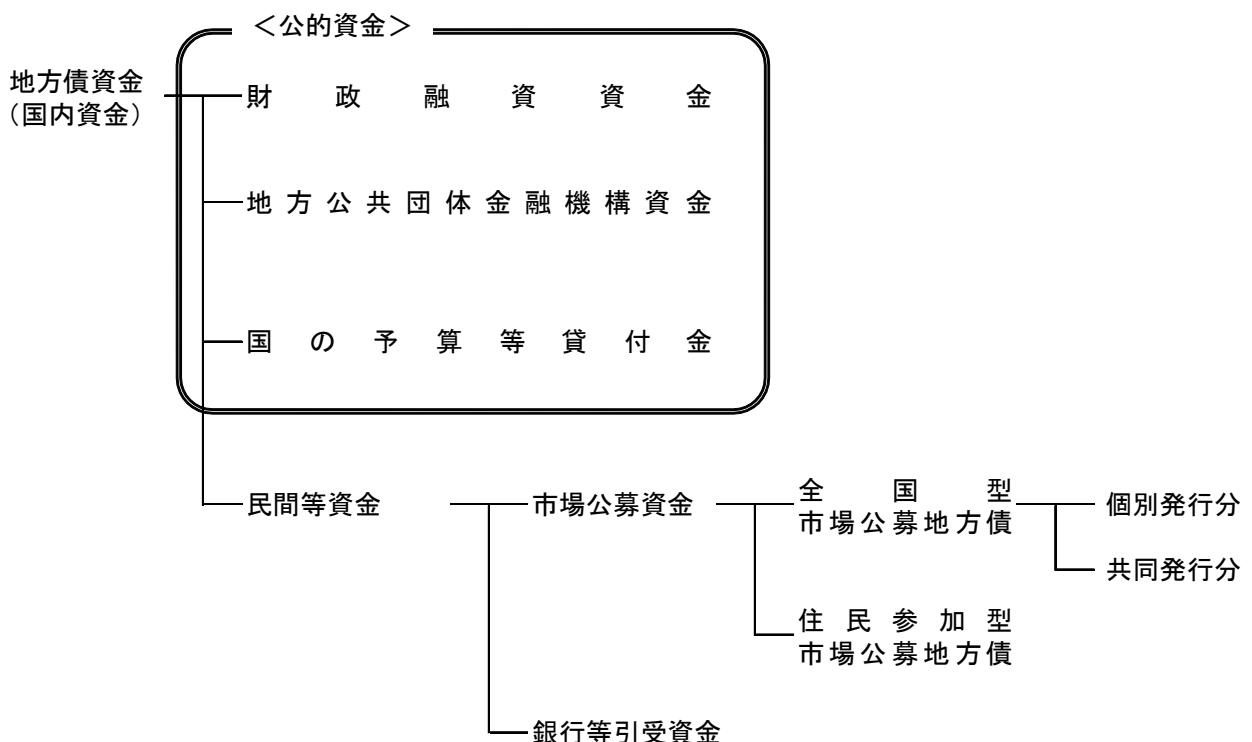
(3) 資金調達手段の多様化

○ 公的資金の減等に対応するため、市場公募地方債を積極的に活用



※ H28 観光かごしまパワーアップ債は12月頃発行予定

<参考> 地方債資金の区分



※ 地方債のあらまし（地方債制度研究会編）等を基に加筆修正

<参考> 各資金の特色

区 分	発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対 象 事 業	
公的資金	財政融資資金	証書 5～40年 超長期(20年～)が 中心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式	公共事業, 公営住宅, 災害復旧, 教育施設 等, 臨時財政対策債, その他	
	地方公共団体 金融機構資金	証書 5～40年 超長期(20年～)が 中心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式	公共事業, 公営住宅, 教育・福祉施設等, 一般単独, 病院・介 護サービス, 臨時財 政対策債, その他	
民間等資金	市場 公募資金	全国型市場 証券 公募地方債	5年又は 10年が中 心 (一部で超長期(20年 又は30年等))	満期一括等	固定金利方式	地方公共団体の任意 (償還期間によっ ては借換が必要となる 場合がある。)
		住民参加型 市場公募地 方債	証券 5年等の中 期が中心	満期一括	固定金利方式	
	銀行等引受 資金	証券 証書 10年が中 心	元金均等 満期一括等	地方公共団体 の任意		

※ 地方債のあらまし(地方債制度研究会編)等を基に加筆修正

(4) 満期一括償還に備えた基金積立

○ 市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、毎年度、ルールどおりに基金積立を実施
(②⑥179.2億円, ②⑦206.3億円, ②⑧221.4億円)

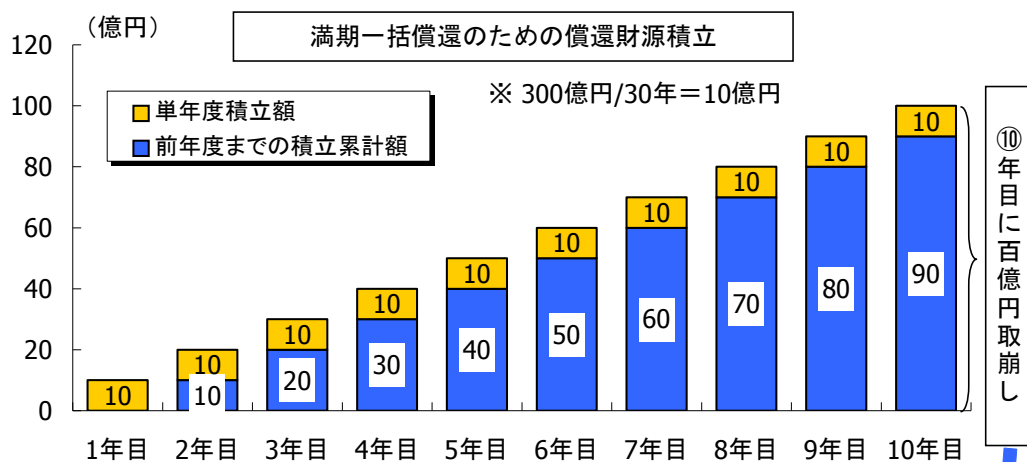
▼ 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立

(単位:億円)

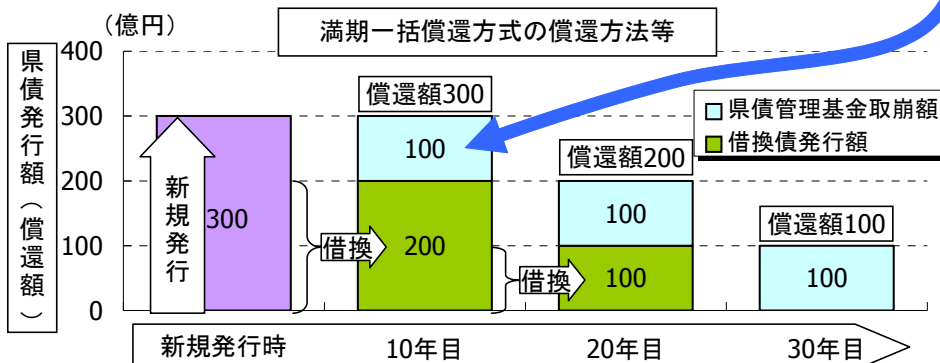
区分	発行額		積立分					償還分					合計
		うち新発	H18~H24	H25	H26	H27	H28	H23~H24	H25	H26	H27	H28	
H17債	400	400	93.1	13.3	13.3	13.3	13.3	—	—	—	△ 133.0	—	13.3
H18債	570	570	123.8	20.5	20.5	20.5	20.5	△ 36.6	—	—	—	△ 132.5	36.7
H19債	470	470	78.3	15.7	15.7	15.7	15.7	△ 20.0	—	—	—	—	121.0
H20債	470	470	62.7	15.7	15.7	15.7	15.7	—	△ 20.0	—	—	—	105.4
H21債	720	720	76.4	25.5	25.5	25.5	25.5	—	—	△ 20.0	—	—	158.3
H22債	720	720	51.9	26.0	26.0	26.0	26.0	—	—	—	△ 20.0	—	135.8
H23債	820	637	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	—	—	—	—	△ 20.0	86.3
H24債	720	620	—	20.7	20.7	20.7	20.7	—	—	—	—	—	82.8
H25債	720	620	—	—	20.7	20.7	20.7	—	—	—	—	—	62.1
H26債	820	670	—	—	—	27.1	27.1	—	—	—	—	—	54.2
H27債	820	453	—	—	—	—	15.1	—	—	—	—	—	15.1
合計	7,250	6,350	507.5	158.5	179.2	206.3	221.4	△ 56.6	△ 20.0	△ 20.0	△ 153.0	△ 152.5	871.0

※ H23 ~ H26 は 5 年債, H27・H28 は 5 年債又は 10 年債として過去に発行した市場公募地方債の一部を償還

<参考> 発行額300億円(償還年限30年)と仮定した場合
(毎年度10億円ずつ積立, 2回借換)



※ 11年目以降も同様に、毎年度10億円ずつ積立てて、10年目に全額取り崩す。



(5) 県債（地方債）の償還確実性（安全性）

○ 地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、**BIS規制^(※)におけるリスクウェイト0%**

※ BIS 規制…国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- ▼ 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ▼ 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
- ▼ 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ▼ 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入



地方債の元利償還に必要な財源を国が確保

2 早期是正措置としての起債許可制度

- ▼ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行等に当たって総務大臣等の許可が必要

【本県のH26実質公債費比率は、15.6%】

- ▼ 実質赤字額が一定以上である地方公共団体は、地方債の発行等に当たって総務大臣等の許可が必要

〔都道府県の場合、実質赤字額が標準財政規模の2.5%以上
【本県の場合は、実質赤字額なし】〕



地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「実質公債費比率」又は「実質赤字額」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要すること等の早期是正措置を講じている

3 財政の早期健全化，財政の再生

▼ 財政指標の公表による情報開示の徹底（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

◎ 26年度決算において，すべての指標（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率）が早期健全化基準を下回る水準

	早期健全化基準	財政再生基準	26年度決算	備考
実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	3.75%	5%	—	実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「-」と記載
連結実質赤字比率 ・すべての会計の実質赤字の比率	8.75%	15%	—	連結実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「-」と記載
実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25%	35%	15.6%	⑳ 17.0%，㉑ 16.7%，㉒ 16.3%
将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	400%		226.4%	㉓ 240.2% ㉔ 235.6% ㉕ 231.0%

<参考> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要について

